

令和7年度 大阪市立学校長・幼稚園長採用選考募集要項

大阪市教育局委員会

大阪市教育局委員会は、大阪市教育局行政基本条例及び大阪市立学校活性化条例並びに大阪市教育局振興基本計画に示された教育改革の方向性に沿って、学校長・幼稚園長として学校を運営できる人材を広く求めるため、採用選考を実施します。

1 求める人物像

- (1) 大阪市教育局振興基本計画で定める3つの「最重要目標」である「安全・安心な教育の推進」、「未来を切り拓く学力・体力の向上」及び「学びを支える教育環境の充実」の主旨を理解し、これらの達成に向け本市が推進する教育施策を実現できる人
- (2) 常に子どもの目線に立ち、子どもたちにとって将来にわたって必要となる力をはぐくむなど、子どもたちの最善の利益を実現することができる人
- (3) 子ども、保護者及び地域住民からの信頼のもと、保護者及び地域住民との連携及び協力を図ることができる人。さらに、学校や地域の実情に応じた特色ある教育実践を創造し、子どもたちの活気にあふれる学校づくりのできる人
- (4) 教職員との信頼を基盤として、リーダーシップを発揮して管理職を中心とした学校の組織マネジメント体制を構築することができる人。また、教職員の能力、適性及び勤務意欲の向上を図るよう支援し、教職員の力を結束して安定した学校運営を行うことができる人
- (5) 教育的識見、高い倫理観や柔軟な発想、企画力を有し、常に向上心をもって教育者として研究と修養に努めることができる人

2 応募資格

次の応募資格A又はBのいずれかに該当する人

(1) 応募資格A（民間企業その他組織の管理職経験者）

次の各号に掲げる項目の全てを満たす人

- ① 日本国籍を有し、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しないこと（6ページの資料をご参照ください。）
- ② 令和7年4月1日時点で、年齢が満35歳以上であること
- ③ 民間企業や行政機関、研究・教育機関等において、管理職の経験を有する人又はそれと同等以上の経験を有すること
- ④ 申込時点で、本市の職員（教員を含む※）でないこと
- ⑤ 研修予定期間の令和7年1月1日から同年3月31日までの間（閉庁日を除く。）、午前9時から午後5時30分まで勤務が可能なこと

※ただし、令和6年度末で大阪市立学校任期付校長の任期が満了する方は受験可能です。

※大阪市立学校任期付校長として2回連続で任用されている場合は応募できません。

(2) 応募資格B（本市教職員）

(ア) 学校長

次の各号に掲げる項目の全てに該当する人

- ① 現に大阪市立学校の副校長、教頭又は大阪市教育局若しくは学校以外の教育機関の次席指導主事、総括指導主事、指導主事（教育職給料表(1)3級である者に限る）又は管理主事として勤務しており、その経験年数が申込時点で通算して1年以上あること
ただし、人事交流等により現に大学その他の機関へ派遣されている人は、派遣前に上記の経験年数を満たしていた場合には、本号に該当するものとみなす
- ② 令和7年4月1日時点で、満59歳以下（生年月日が昭和40年4月2日以降）であること
- ③ 日本国籍を有すること

(イ) 幼稚園長

次の各号に掲げる項目の全てに該当する人

- ① 現に大阪市立幼稚園の主任として勤務しており、その経験年数が申込時点で通算して5年以上あること
- ② 令和7年4月1日時点で、満59歳以下（生年月日が昭和40年4月2日以降）であること
- ③ 日本国籍を有すること

3 採用期間

(1) 応募資格A

- ・ 一般職の任期付職員の大阪市立学校長として採用します。
- ・ 学校長としての任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。

なお、令和7年1月1日付けで大阪市教育局の会計年度任用職員として採用し、採用前研修に参加していただく予定です。（予定期間：令和7年1月1日から同年3月31日まで）

※任期は1年ごとに更新することとし、勤務実績に問題がなければ、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間を基本とします。

※大阪市教育局が特に必要と認める場合は、3年間を超えて任期を更新することがあり、最長5年間とします。

※勤務実績の不良や適格性が欠如していると認められる場合は、任期の途中であっても他の職へ人事異動や分限処分（免職）を行うことがあります。

※任期を通じて勤務成績が特に優秀と認められる場合は、任期終了後に選考を経て、大阪市教育局事務局若しくは学校以外の教育機関の管理職へ中途採用する可能性があります。

※学校長として採用された場合、任期中は、営利企業等への従事制限等、地方公務員法及び教育公務員特例法の服務に関する規定が適用されます。

※国家公務員又は地方公務員として勤務している者が採用となる場合、現在の勤務先を令和7年3月30日以前に退職いただく必要があります。（本市の職員(教員を含む)を除く）

(2) 応募資格B

- ・ 任期を付さない職員の大阪市立学校長又は幼稚園長として採用します。

4 募集校種及び募集予定人数

小・中学校共通：70名程度（応募資格A・B合計）

幼稚園：若干名（応募資格Bのみ）

※ 配置校・勤務先等は、大阪市教育委員会で決定します。

※ 応募資格Aの方は、小学校・中学校のどちらを希望するか順位を付けてください。

※ 小・中学校共通で採用となった人は、義務教育学校及びデザイン教育研究所で勤務する場合があります。

5 選考方法

(1) 第1次選考（書類選考及び論述試験）

論述試験実施日：7月13日（土）

- ・ 実施時間及び場所は、申込者へ受験票を送付することにより通知します。
- ・ 応募資格Aの人は、書類選考と論述試験の結果で可否を決定します。
- ・ 応募資格Bの人は、書類選考と論述試験の結果に加え、平素の勤務状況も考慮して可否を決定します。
- ・ 第1次選考の結果は、令和6年8月中旬頃から8月下旬頃に受験者全員に通知します。

(2) 第2次選考（集団面接）

- ・ 令和6年9月上旬頃から9月中旬頃までに実施する予定です。
- ・ 集合時間及び場所は、第1次選考合格者に通知します。
- ・ 第2次選考の結果は、令和6年9月末頃に受験者全員に通知する予定です。

(3) 第3次選考（個人面接）

- ・ 令和6年10月中旬頃から10月下旬頃に実施する予定です。
- ・ 集合時間及び場所は、第2次選考合格者に通知します。
- ・ 第3次選考の結果は、令和6年11月中に受験者全員に通知する予定です。

※ 第1次選考後、合格者数等の公表の際に、論述試験問題、評価項目と評価の観点について公表します。

※ 応募資格Bの申込者のうち、大阪市教育委員会事務局若しくは学校以外の教育機関の次席指導主事、総括指導主事、指導主事（教育職給料表(1)3級）又は管理主事として勤務している人、及び前年度の大阪市立学校長・幼稚園長採用選考において第2次選考を合格した人については、第1次選考及び第2次選考を免除します。

※ 応募資格Bの第3次選考合格者は、名簿に3年間登載され、その間は全ての試験が免除されます。

6 受付期間

令和6年5月16日（木）から 同年6月14日（金）まで

7 応募方法等

(1) 応募資格A

(ア) 応募に必要なとなる書類

- ① 受験申込書(1)～(4)
- ② 返信用封筒1通

※ 定型封筒(長形3号:120mm×235mm)に344円分の切手を貼り、住所・氏名を明記してください。

(イ) 応募方法

上記①、②を角型2号封筒(A4版用、240mm×332mm)に入れ、表に「大阪市立学校長採用選考申込」と朱書の上、簡易書留で下記応募先へ郵送してください。

(令和6年6月14日(金)消印有効)

(ウ) 応募先

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市教育委員会事務局 教職員人事担当 教員採用・管理職人事グループ

(エ) 注意事項

- ①簡易書留によらない郵便での事故等は、一切考慮しません。
- ②提出された書類は、返却しません。

※提出書類等に記入された情報は、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理し、選考以外の目的に使用することはありません。

- ③応募に必要なとなる書類が不足している場合や、返信用封筒に344円分の切手が貼付されていない場合には、応募が無効となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 応募資格B

応募手続は、全て所属校園長を通じて行ってください。

(ア) 応募に必要なとなる書類

受験申込書(1)(2)(4)

(イ) 応募方法

上記受験申込書を封筒に入れ、表に「学校長(又は幼稚園長)採用選考書類在中」と朱書の上、下記応募先へ逡送により提出してください。

(令和6年6月14日(金)必着)

(ウ) 応募先

大阪市教育委員会事務局 教職員人事担当 教員採用・管理職人事グループ

8 実施要項、受験申込書等の入手方法

(1) ホームページからダウンロードする場合

大阪市教育委員会事務局ホームページからダウンロードすることができます。

URL (<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/>)

(2) 配布場所で直接受け取る場合

応募先（大阪市教育委員会事務局教職員人事担当）で入手することができます。

9 給与等

給料及び諸手当等は、大阪市の「職員の給与に関する条例」その他の関係諸規定に基づき支給します。

※ 給与年額の見込みは、1年間勤務した場合に、令和6年5月現在の試算で、

- ・ 小学校・中学校：満45歳で約960万円、満55歳で約990万円

となります。上記金額に扶養手当、住居手当、通勤手当等は含みません。給料は、経歴等により異なります。

なお、上記金額は、あくまでも令和6年5月現在の試算であり、大阪市人事委員会勧告等を踏まえ給与改定が実施された場合には、変動することがあります。

※ 応募資格Aの第3次選考合格者が採用前研修に参加した期間は、大阪市教育委員会の会計年度任用職員の報酬を支給する予定です。なお、通勤に要する費用は、実費相当額を別途支給する予定です。

10 その他

(1) 電話等による可否のお問い合わせには、お答えできません。

(2) 応募資格Aの第3次選考合格者は、採用時に略歴等を公表することがあります。

(3) 応募資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、提出書類の記入事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

(4) 公債権の滞納については、懲戒処分の対象となります。

(5) 第3次選考合格者には、学校長としてふさわしくないと認められる事由が公私を問わずに判明した場合、大阪市教育委員会の求めに応じ、積極的に誠意をもって調査に協力していただきます。

問い合わせ先

大阪市教育委員会事務局 教職員人事担当 教員採用・管理職人事グループ

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

電話 06(6208)9123

【資料】

◎「大阪市教育振興基本計画」

URL→<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000553208.html>

【参考1】

○地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○学校教育法第9条(校長・教員の欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【参考2】

○大阪市職員基本条例第28条(懲戒の基準)

任命権者は、別表非違行為の類型欄に掲げる非違行為(職員が法第29条第1項各号のいずれかに該当することとなる行為をいう。以下同じ。)の類型に応じ、同表懲戒処分の種類欄に定める懲戒処分の種類のうちから、職員が行った非違行為の動機及び態様、公務内外に与える影響、当該職員の職責、当該非違行為の前後における当該職員の態度等を総合的に考慮して、1の種類の懲戒処分(懲戒処分の種類が1である場合にあっては、当該種類の懲戒処分)を行うものとする。

【別表(抜粋)】

- 31 任命権者の許可を得ることなく、営利企業その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事すること
- 44 公的な債権を滞納し、履行の督促にもかかわらず支払わないこと

現職校長からのメッセージ

小 学 校

山崎校長先生 大隅東小学校：外部人材

民間企業から小学校の校長職へ転身して3年。最初はそれまでと異なった環境にとまどうこともありました。教職員と心をそろえ地域や関係各所の方々に支えをいただきつつ自分なりの信念を抱き学校運営を進め、様々な経験を積み重ねるなかで、今はやりがいと自己成長を感じる充実した日々を過ごすことができています。

「いつも夢や目標をもち、めざすことを楽しめる子ども」。これは私が掲げた教育目標、すなわち育てたい子ども像のひとつです。民間出身の校長だからこそ、子どもたちに届けることができるメッセージがあります。実際に子どもたちには、自分の経験の引き出しから、将来の夢や目標につながる思いを色々と語りかけてきました。

未来ある子どもたちの学力・体力の向上や道徳力の醸成をはかることをめざし、学校組織をマネジメントする、そして自分自身の思いを具現化する、そんなダイナミックな仕事にチャレンジしてみませんか。

中 学 校

小笠原校長先生 新生野中学校：内部人材

「生徒にとって通いがいいがあり、教職員にとって働きがいがあり、また保護者や地域の皆さまにとって頼りがいのある学校」をつくるという強い思いを抱き着任し、1年が経ちました。先行きが不透明で、将来の予測が困難なこの時代に大きな希望の光となるのはいつの時代も生徒たちだと思っています。

生徒たちは自分自身が置かれた環境のなかで楽しむ気持ちを忘れず、あらゆることに前向きに取り組んでいます。我々はそのような生徒の姿から学ぶことが多々あります。教職員が大切にしてきた「不易」を継続して伝え、生徒たちの持つ「流行」を感じとり、我々が常にアップデートを意識することができれば、思い描いた学校づくりができると考えます。保護者や地域の皆さまの支えの中で、教職員の力を集結させ、めざす学校像を実現させることが校長のやりがいのひとつだと思います。ともに大阪市を盛り上げましょう。